

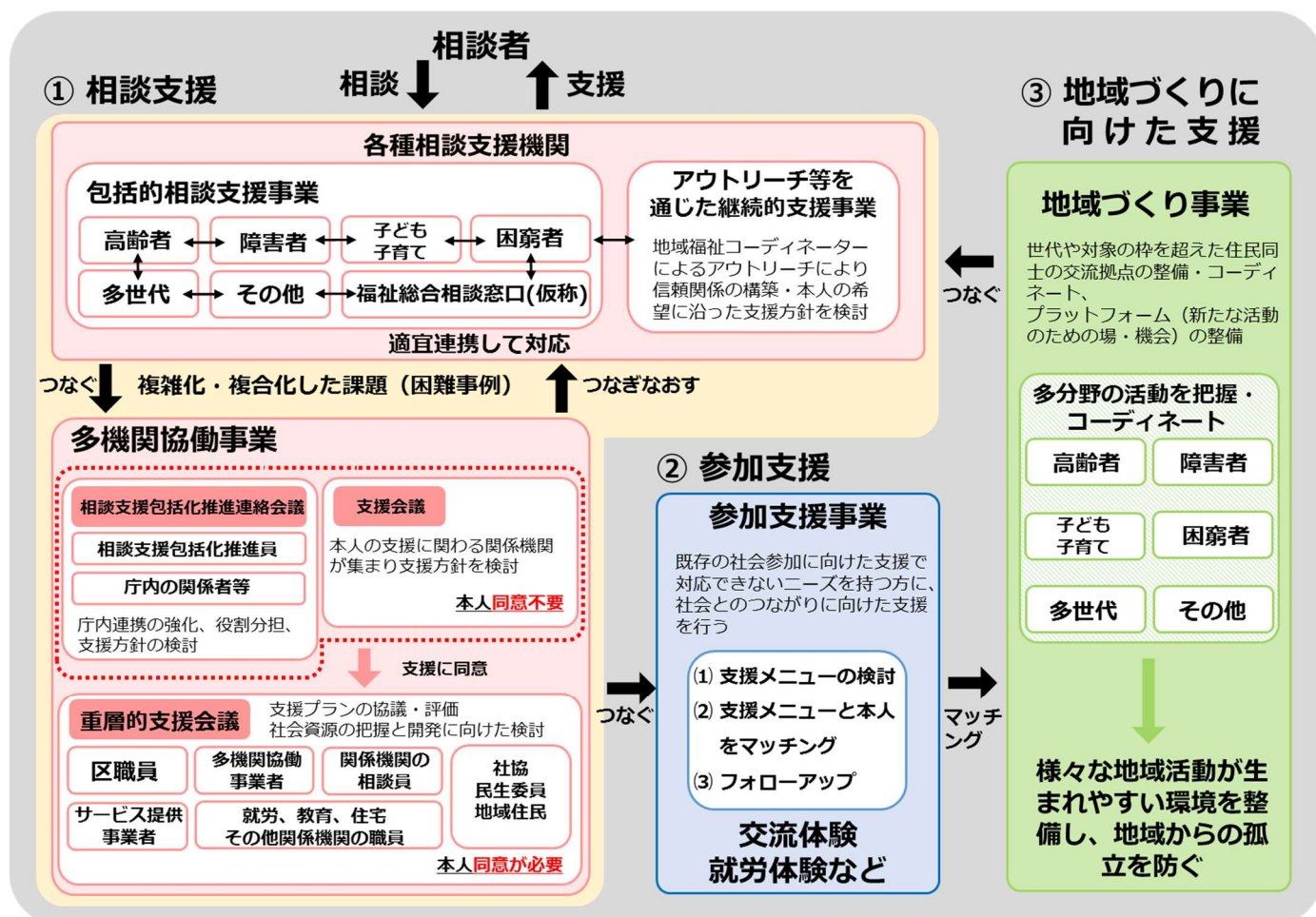
重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組みについて

1 背景・目的

8050問題やダブルケアなど、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。制度の狭間や社会的孤立といった課題も顕在化してきており、加えて新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活困窮者の増加や外出機会の減少に伴う孤立・孤独もより一層深刻な課題となっています。

こうした複雑化・複合化する支援ニーズに対応するためには、包括的支援体制の構築が求められており、国において令和3年4月に「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本区においては、既存の取組を活かしながら、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う「地域共生社会」の実現に向け、令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を実施することとし、準備を進めています。

2 重層的支援体制整備事業のイメージ図



3 重層的支援体制整備事業の3つの支援

① 属性を問わない相談支援

-1 包括的相談支援事業<相談支援機関へつなぐ支援>

(1) 事業の概要

- ・ 本人や世帯の属性、世代を問わず、包括的に相談を受け止めます。
- ・ 支援機関のネットワークを活かし、それぞれの支援機関が連携して支援を行います。
- ・ 複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へとつなぎます。

(2) 実施体制案

従来の分野ごとの相談窓口において、包括的に相談を受け止める体制を強化するとともに、制度の狭間の課題を抱え、どこに相談したらよいか分からない方の相談を包括的に受け止める「福祉総合相談窓口（仮称）」を設置します。

相談支援機関名	分野・対象	事業名等 (◎必須事業)	運営 形態	所管課
おとしより相談センター	高齢者	【介護】◎地域包括支援センターの運営	委託	介護保険課
基幹相談支援センター	障害者	【障害】◎障害者相談支援事業	委託	福祉センター
子ども家庭支援センター・あかちゃん天国/保健所(保健センター)	子ども	【子ども】◎利用者支援事業	直営	子ども家庭支援センター/ 保健所(保健センター)
くらしとしごとの相談	生活困窮者	【困窮】◎自立相談支援事業	直営	生活支援課
◎福祉総合相談窓口（仮称）	制度の狭間、相談先が分からない方	日常生活圏域ごとに設置する	委託	管理課 生活支援課

※既存の相談支援機関については必須事業のみ記載していますが、その他の相談支援機関においても包括的に相談を受ける体制の強化を図り、区全体で断らない相談支援体制の構築を目指します。

(3) 福祉総合相談窓口（仮称）の設置

① 役割

- ・ 支援機能を含む相談窓口として、相談者への継続的なアウトリーチ（伴走支援）、関係づくりに向けた調整などを行います。
- ・ 年齢や障害の有無に関わらず、全ての方を対象に、福祉に関する様々な困りごとの解決に向けて、課題を整理し必要に応じて関係機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行います。

② 期待される効果

- ・ 相談窓口の明確化により、区民が相談先を迷うケースが少なくなり、区民の利便性や安心感が向上します。
- ・ アウトリーチの実施により、世帯の状況を捉え潜在的な課題の把握から支援へとつなぐことができます。
- ・ 相談の積み重ねにより地域課題を把握し、解決に向けた支えあいの仕組みづくりを進めることが可能となります。

(4) 今後の展開

- ・ 継続的なアウトリーチが展開できるよう、職員の配置体制を検討します。
- ・ 社会福祉士などの相談支援のスキルを有する専門職を配置する方向で調整してまいります。
- ・ 既存の地域資源（地域活動や担い手の方々）との連携に向け、福祉総合相談窓口の周知方法、地域全体をカバーするネットワークの構築方法を検討します。
- ・ 相談支援及びアウトリーチに取り組んできた地域福祉コーディネーターとの協働を目指します。

① 属性を問わない相談支援

-2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 <伴走しつながら続ける支援>

(1) 事業の概要

- ・ 支援が届いていない人、複雑化・複合化した課題を抱える方に「アウトリーチ（伴走支援）」を行います。
- ・ アウトリーチの継続により信頼関係を構築し、本人の希望を踏まえた課題の解決策について共に検討します。

(2) 実施体制案

取組・事業名	取組・事業内容	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業 ★移行準備事業	・ 支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える方を早期に発見し、自宅訪問や同行支援等を行いながら、継続的に寄り添い、関係性の構築を行います。	委託	管理課

(3) 今後の展開

- ・ 信頼関係構築に向け、継続してアウトリーチに取り組みます。
- ・ 地域福祉コーディネーターによる地域支援などの取り組みを通じて、身近な地域における支援のネットワークづくりを進めていきます。

① 属性を問わない相談支援

-3 多機関協働事業（支援プランの策定）＜課題を解きほぐしつなぎなおす支援＞

(1) 事業の概要

- ・ 重層的支援体制整備事業の中核として、全体調整・マネジメントを行います。
- ・ 複合的な課題を抱える相談者に対し、各種相談支援機関の役割分担を行い、本区における包括的な支援体制の構築を図ります。

(2) 実施体制案

取組・事業名	取組・事業内容	運営形態	所管課
相談支援包括化推進員 ★移行準備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健分野を中心とする区の関係部署に配置し、複雑化、複合化した困難ケースの支援方針や支援機関の調整を行います。 ・ 相談支援包括化に向けた連携方法の協議、重層的支援体制整備に対する理解促進、地域課題を検討します。 ・ 各課内での包括的に相談を受け止める体制づくりを推進します。 	直営	福祉保健部各課
相談支援包括化推進連絡会議 ★移行準備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援包括化推進員を中心に、包括的な支援体制の検討（年4回程度）や個別事例の検討（随時）などを行っています。 	直営	管理課
ソーシャルワーク機能向上研修 ★移行準備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に福祉保健部各課の職員を対象に、各相談支援機関の相互理解、ソーシャルワークのプロセスを学ぶことを目的とした研修を定期的で開催しています。 参考：資料1-2 ソーシャルワーク機能向上研修の実施について	直営	管理課
⑨ 重層的支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的相談支援事業で「本人同意を得たケース」について、「支援プラン」を共有し、適切性に関する協議、終結評価を行います。 ・ 対応の主体はあくまでも各分野の相談機関であるため、重層的支援会議への参加を通し支援に関するノウハウや経験を共有して、それぞれの機関に持ち帰り、同様のケースが生じたときの対応力の向上につなげることが、本会議の本質となります。 	直営	管理課
⑨ 支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が把握している複雑化・複合化した課題が疑われるケースの情報について、守秘義務をかけて情報共有や支援に係る各関係機関の対応の在り方などの検討を行います。 	直営	管理課

(3) 今後の展開

- ・ 重層的支援会議と支援会議のあり方や既存の会議体との関係を整理し、実施体制について関係各課との協議を進めます。

② 参加支援事業<地域や社会とつながるための支援>

(1) 事業の概要

- ・ 社会との「つながりをつくるための支援」を行います。
- ・ 相談者本人や、世帯の支援ニーズを踏まえ、地域資源とのマッチングを行います。
- ・ 関係機関との連携のもと、新たな場や居場所の整備等、地域資源の拡充を目指します。

(2) 実施体制案

取組・事業名	取組・事業内容	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業	・ ニーズに応じた支援メニューの検討・マッチングを行います。 ・ 社会参加のきっかけとして、多世代交流拠点等につながります。	委託	管理課

(3) 今後の展開

- ・ 相談者のニーズに応じて様々な支援メニューの内容が考えられるため、先駆的に本事業を実施している自治体の事例を参考に、参加支援事業のあり方を検討してまいります。

③ 地域づくり事業<人と人がつながりあうための支援>

(1) 事業の概要

- ・ 世代や属性を超えて交流できる居場所づくりや地域活動拠点の整備に取り組みます。
- ・ 地域の社会資源を丁寧にアセスメントし、その結果に基づいた地域活動の支援を行います。
- ・ 地域活動や地域の社会資源が有効に機能するようコーディネートします。

(2) 実施体制案

取組・事業・機関名	分野・対象	事業名等 (◎必須事業)	運営 形態	所管課
高齢者通いの場支援事業	高齢者	【介護】◎一般介護予防事業のうち、厚生労働大臣が定める事業（通いの場等）	直営	高齢者福祉課
生活支援コーディネーター事業	高齢者	【介護】◎生活支援体制整備事業	委託	高齢者福祉課
ポケット中央	障害者	【障害】◎地域活動支援センター事業	委託	福祉センター
あかちゃん天国	子ども	【子ども】◎地域子育て支援拠点事業	直営・委託	子ども家庭支援センター
地域福祉コーディネーター事業	制度の狭間	—	委託	管理課
地域活動拠点	多世代	多世代交流スペース「はまるーむ」 勝どきダイルーム ◎京橋地域に1か所開設	委託	管理課
地域福祉ワークショップ	地域活動者	【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	直営	管理課

(3) 今後の展開

- ・ 社会福祉協議会には、「居場所づくり」「地域活動の後方支援」に取り組んできた実績があります。これまでの実践で得られたノウハウについても活用してまいります。
- ・ 地域で既に行われている様々な地域活動が、地域づくり事業に該当すると考えていることから、既存事業を活かした対象事業の整理・検討に取り組みます。

4 地域福祉コーディネーターについて

地域福祉コーディネーターは、地域で発見された生活課題の解決に向けて、アウトリーチによる相談対応や、社会資源の把握及び開発、地域活動に関わる様々な主体によるネットワークの構築を進める福祉の専門職です。本区においては、平成 29 年度から中央区社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターと連携して対応にあたっています。

重層的支援体制整備事業の 3 つの支援は、これまでの地域福祉コーディネーターの取り組み・支援と重なる部分が多いことから、本区の重層的支援体制整備事業は、地域福祉コーディネーターとの連携により進めていくこととします。

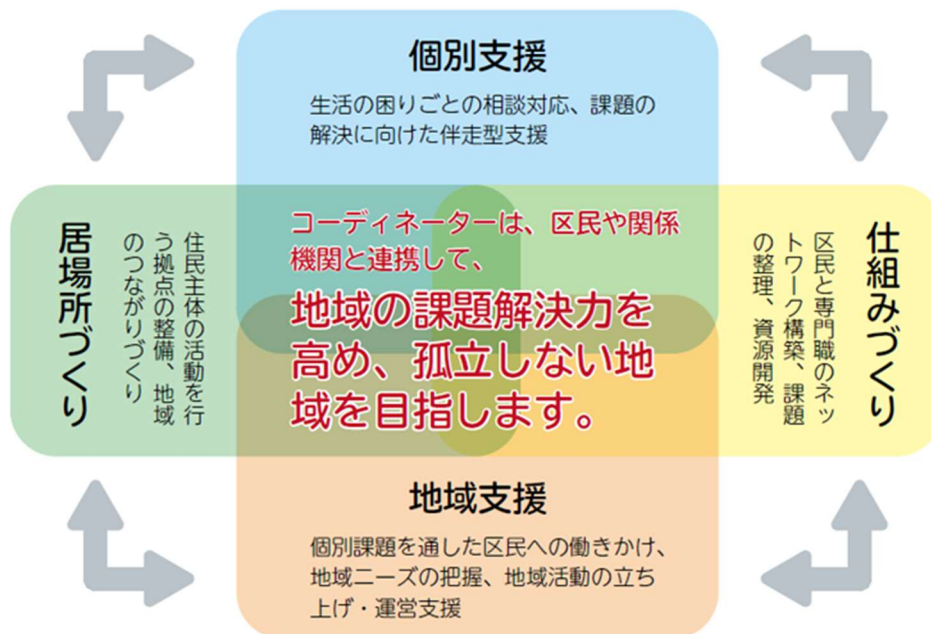


図 地域福祉コーディネーターの役割

出典 社会福祉法人中央区社会福祉協議会管理部地域ささえあい課「令和 2・3 年度地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動報告書」令和 3 年 7 月、7 ページ

令和 3 年度相談支援件数 (生活支援コーディネーターの件数を含む)

種別	相談件数
個別支援 (個人に対する支援)	2,185 回 (64 ケース)
地域支援 (地域活動の立ち上げ・定着支援)	2,067 回 (66 ケース)

5 今後の方向性について

庁内各課、社会福祉協議会との協議及び地域福祉専門部会の意見を踏まえ、令和 6 年度の事業開始に向けて事業体制の検討を進めてまいります。併せて実施計画についても策定を予定しており、個々の個別計画、基本理念及び基本方針を念頭に置き、各種事業の実施体制を定めてまいります。